

の扁額が遺っている。著書はこのほか姫路西国三十三所観音巡之歌がある。

姫路西国三十三所観音巡之歌

姫路西国三十三所の詠歌で、順番、寺名、所在地を記している。正徳三年の著で、これもただ鶴栖山雲松寺とあって、著者の名を記さないが、その年代から見ても、五代住職梵珪の著であること疑いない。姫路西国三十三所の札所を定めたのは誰であるか明かでないが、あるいはこの時梵珪が定めて、はじめて順礼したものかも知れない。詠歌はこれも京都の公家に請うて作ったものであるが、作者の名は詳らかでない。

【著者】 梵珪の伝、本巻播州西国三十三所詠歌解題参照。

印南三拾三所観音巡之歌

正徳二年印南郡阿弥陀村（今高砂市阿弥陀町）時光寺二十六世南空が西国三十三所に準じ、印南郡の寺院中から三十三所を選んだもので、曾根村観音堂から始め、時光寺で終っている。本書は寛延二年二十八世竜空の弟子法空が開板したものである。

【著者】 字は南空、名は見山といった。時光寺二十世の住職で、正徳三年八月二十四日寂した。

播州法華山法楽記

僧宗徳の著で、享保十二年四月法華山一乗寺に参詣し、法楽和歌を興行し、法華経二十八品により題詠したものである。

【著者】 宗徳は大坂（今大阪）の僧で、梅松軒と号した。その伝は詳らかでないが、学和漢にわたり、ことに和歌をよくし、各地を歴遊し、享保十二年二月飾東郡宇佐崎村（今姫路市）置塩氏の亭で、八正寺鎮守八幡宮の法楽のため堀川院百首を浄書し、同年四月法華山に参詣し、この法華経二十八品題詠のほか、阿闍梨亮昌の請により法華山十二景を選び、知人門弟等とともに題詠した。法華山十二景は卷之三十一播州所景詩歌に収められている。その他卷之二十六名処今昔集に引く花月和歌集、反古探および播磨鑑などに多く歌が見える。卷之三十一所景詩歌に収める家島十一景詩歌は、享保十一年宗徳が書写したものである。

播州曾祢松法楽和歌